

大地震・津波発生時対応マニュアル

想定災害規模

宮城県沖を震源とし、本市で震度4以上及び津波の発生を想定した場合

(1) 在校時の発生（授業中）

☆教職員の行動

★生徒への対応

安全
確保
・
安全
点
検

教職員

☆教科担任は、避難行動を指示する。

（例）地震です。机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆火気使用中であれば、揺れが収まってから慌てずに火の始末をする。

☆揺れが収まり次第、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

☆授業以外の職員は、避難経路の安全確認をする。

★養護教諭等は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

生徒

◇「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

【教室】机の下にもぐり、落下部等から身を守る。

【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊等の危険性のあるものから離れ、中央部に避難する。

情報
の
収集
・
避難
の
指示

校長

情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

☆津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。

☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れなどで避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

（例）地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。先生の指示に従って、校庭（第一避難場所）へ、慌てずに避難しなさい。

☆本部職員は、ラジオ、スマートフォン、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。 ※本部職員とは、校長・教頭・防災主任。

☆津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

★指定された避難経路により、第一避難場所（校庭）へ避難させる。

避難
誘
導

教職員

★逃げ遅れる生徒がいないように、避難前に人員を確認する。

★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。

★自力で避難できない生徒は、近くにいる職員が介助して避難させる。

☆本部職員は、ラジオ、防災行政無線等により、最新の情報収集に努める。

★第一避難場所が危険と判断した（二次災害が予測される）場合は、予め定めたより安全な避難場所に誘導する。

（第二避難場所：長磯大窪 108 番地付近、第三避難場所：気仙沼カントリークラブ）

生徒

◇教職員の指示に従い、迅速に行動する。

安
否
確
認

教職員

- ☆本部の指示で、教科担任はクラスごとに整列させ、学級担任に引き継ぐ。
- ☆クラスごとの人数と負傷者数を確認し、本部に報告する。
教科担任 → 担任 → 学年主任 → 教頭 → 校長
- ☆避難誘導班の職員は、安否確認ができていない生徒の捜索を行う。
- ☆救護班の職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆救護班の職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害対策本部設置

- ☆校長、教頭、防災主任の指示により、各業務にあたる。

避
難
所
初
期
設
営

校 長・教職員

- ★避難解除、津波注意報・警報等が解除されるまで待機させる。
- ★避難場所での待機が長時間になることを意識させ、生徒の体調管理、心理面のサポートにあたる。
- ★生命への危険がないと判断した場合は、体育館に避難所初期設営を指示する。
- ☆校長の指示に従い、各業務にあたる。

生徒

- ◇校長より指示が出されたら、避難所初期設営をし、避難住民の対応にあたる。

事
後
の
対
応

校 長・教職員

- ☆本部職員は、生徒・教職員の被害状況や施設の状況等を市教委に報告し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について一斉メールで保護者に知らせる。状況に応じて、保護者へ生徒を引き渡す。
- ★欠席生徒の安否を確認する。
- ☆安全点検班の職員は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

- 階上中学校の標高は、31.5m、体育館は気仙沼市の指定避難所となっている。
- 津波警報、大津波警報発令時で、生命への危険がないと判断した場合は、体育館に避難所を設営し、避難民の対応にあたる。避難所は初期設営とし、市職員等が来たら引き継ぐ。
- 津波警報、大津波警報発令時、生徒は学校で待機させる。迎えが来ても引き渡さない。
- 津波注意報、津波警報、大津波警報が解除された時点で、保護者に引き渡す。引き渡す際には、「津波警報時の生徒避難場所確認カード」をもとに引き渡す。
- 階上中学校の第一避難場所は校庭、第二避難場所は長磯大窪 108 番地付近、第三避難場所は気仙沼カントリークラブとする。

地震発生

生徒の安全確保を最優先とする。
※停電，断水等

安全確保・安全点検

教職員

- ★学校にいる生徒の安全確保・点検等は，在校時の対応を基本とする。
- ☆本部は，震源地，震度，津波等に関する最新の情報収集に努める。情報収集方法は，在校時の対応と同様。
- ★安全な場所に避難させる（出勤途中，帰宅途中も含め）。

生徒

- ◇建物からの落下物，ブロック塀の倒壊等を逃れるために，頭部を保護し，安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所。
- ◇危険な場所から速やかに遠ざかるようにする（がけ崩れが起きそうな場所や海岸，川岸，橋の上やガス漏れ箇所など）。

避難誘導

教職員

- ★学校にいる生徒の避難は，在校時の対応を基本とする。
- ★安否確認，状況によっては登下校途中の生徒の保護活動を行う。

生徒

- ◇津波被害が心配される沿岸部では，予め定めている安全な場所へ急いで避難する。
- ◇最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し，津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。
- ◇地域の方や生徒同士，協力しながら避難する。

災害対策本部設置

校長・教職員

- ☆校長，教頭，防災主任の指示により，各業務にあたる。
- ☆必要に応じて，体育館に初期避難所設営を指示し，避難住民の対応にあたる。

安否確認

教職員

- ★学校に避難した生徒の安否確認は，在校時の対応を基本とする。
- ☆避難解除，津波警報等が解除されるまで待機する。

被害状況確認

- ★本部・保護者連絡班は，一斉メール，災害用伝言ダイヤル，家庭訪問，避難所巡回等で所在，安否を確認する。
- ☆避難解除，津波警報等が解除された後，施設，通学路等の被害状況を確認し，本部に報告する。

事後の対応

教職員

- ☆本部は，生徒・教職員の被害状況や施設の状態等を市教委に報告し，必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況，今後の対応について，一斉メールで保護者に知らせる（引き渡し含）。

地震発生

生徒の安全確保を最優先とする。

安全確保・情報収集

教職員

★落下物，転倒物，ガラスの飛散等から身を守らせるようにさせる。

☆本部は，震源地，震度，津波等に関する最新の情報収集に努める。情報収集方法は，在校時の対応と同様。

★班別行動（学習）中に地震が発生した場合は，当該職員が安否の確認と，状況によっては保護活動を行う。

※沿岸での校外学習については，強い地震が発生後，津波が来ることを想定し，避難場所（高台，頑丈な高い建物等）・避難経路，所要時間，情報入手方法を事前に確認する。

※津波被害が心配される沿岸部では，ラジオや防災無線，携帯電話などで最新の情報収集に努める。

※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波警報などの発表を待たず，すぐに避難する。情報は避難先で確認する。

生徒

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

○教職員等の指示をよく聞き，慌てないで行動する。

○頭部を保護し，安全な場所で姿勢を低くする。

○交通機関を利用している場合は，乗務員の指示，放送等による指示，誘導に従う。

避難誘導

教職員

★安全な場所への避難を判断し，生徒の避難を誘導する。

☆避難後，状況を学校へ連絡する（メール，LINE等）。

生徒

○教職員の指示に従い，迅速行動する。

○教職員が近くにいない場合は，安全な場所に急いで避難する（津波被害が想定される場所では高台，頑丈な高い建物等に避難する）。

○最初に避難した場所が危険と判断したら，より安全な場所に移動し，津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

安否確認

教職員

☆避難解除，津波警報等が解除されるまでは待機する。

★本部・保護者連絡班は，一斉メール，災害用伝言ダイヤル，家庭訪問，避難所巡回等で所在，安否を確認する。

災害対策本部設置

☆校長，教頭，防災主任，教務主任の指示により，各業務にあたる。

事後の対応

教職員

☆当該職員は，被害の状況，生徒，教職員の安否状況等を学校に連絡し，必要に応じて支援要請を行う。

☆本部，当該職員は災害の状況，今後の対応について，保護者に知らせる。

地震発生

管理職はもとより教職員は、教職員の動員体制に基づいて、配備につく。

災害対策本部設置

校長・教職員

- ☆校長，教頭，防災主任の指示により，各業務にあたる。
- ※自らの安全を確保した上で校務にあたる。
- ※津波警報等が発表中は，避難区域には立ち入らない。

安否確認

教職員

- ☆避難解除，津波警報等が解除されるまで待機する。
- ★本部・保護者連絡班は，一斉メール，災害用伝言ダイヤル，家庭訪問，避難所巡回等で生徒及び家族，教職員の所在，安否を確認する。

生徒

- 安全を確保した上で，できるだけ早く学校に連絡する（安否，所在，家族の被災状況，けが状況等）。

被害状況確認

教職員

- ☆安全点検班は，避難解除，津波警報等が解除された後，施設，通学路等の被害状況を確認し，本部に報告する。

校長

- ☆必要に応じて，生徒全員の安否確認を指示する。
- ☆対応措置について，市教委に報告する。

事後の対応

教職員

- ☆本部は，生徒・教職員の被害状況や施設の状態等を市教委に連絡し，必要に応じて支援要請を行う。
- ☆本部・保護者連絡班は，災害の状況，今後の対応について，保護者に知らせる。
- ☆安全点検班は，避難解除，津波警報等が解除された後，施設・設備の点検，通学路等の安全点検を行う。

地震発生時対応マニュアル（津波被害が想定されない場合）

(1) 在校時の発生

☆教職員の行動

★生徒への対応

想定災害規模

宮城県沖を震源とし、本市で震度4以上の地震を想定した場合

安全
確保
・
安全
点
検

教職員

☆校内放送により一斉放送を行う。

（例）地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は落下物に注意しなさい。

★休み時間等で、生徒から離れている場合は、揺れが収まった後、直ちに生徒がいる場所
に移動し、指導する。

☆火気使用中であれば、揺れが収まってから慌てずに火の始末をする。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けないようにさせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆揺れが収まり次第、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行
う。

☆授業以外の職員は、避難経路の安全確認をする。

★養護教諭等は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

生徒

◇「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する

【教室】机の下にもぐり、落下部等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊等の危険性のあるものから離れ、中央部に避難する。

情報
の
収集

校長

情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

☆本部職員は、ラジオ、スマートフォン、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関
する情報を収集する。

☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れなどで避難場所や避難経路が危険な場合
は、最も安全な場所を決定する。

避難
の
指示

校長

校長の指示のもと、第一避難場所（校庭）に避難の指示をする。

☆校内放送により一斉放送を行う。

（例）地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、校庭（第
一避難場所）へ、慌てずに避難しなさい。津波の心配はありません。

★指定された避難経路により、第一避難場所（校庭）へ避難させる。

☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れなどで避難場所や避難経路が危険な場合
は、最も安全な場所を指示する。

避難誘導

教職員

- ★逃げ遅れる生徒がいないように、避難前に人員を確認する。
- ★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。
- ★自力で避難できない生徒は、近くにいる職員が介助して避難させる。
- ☆本部職員は、非常持出袋を搬出して避難する。
- ☆本部職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等により、最新の情報収集に努める。

生徒

- 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い行動する。

安否確認

教職員

- ☆本部の指示で、教科担任はクラスごとに整列させ、学級担任に引き継ぐ。
- ☆クラスごとの人数と負傷者数を確認し、本部に報告する。
教科担任 → 担任 → 学年主任 → 教頭 → 校長
- ☆避難誘導班の職員は、安否確認ができていない生徒の捜索を行う。
- ☆救護班の職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆救護班の職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害対策本部設置

校長・教職員

- ☆校長、教頭、防災主任の指示により、各業務にあたる。

避難所初期設営

校長・教職員

- ★生命への危険がないと判断した場合は、体育館に避難所初期設営を指示する。
- ☆校長の指示に従い、各業務にあたる。

生徒

- 校長より指示が出されたら、避難所初期設営をし、避難住民の対応にあたる。

被害状況確認

校長・教職員

- ☆安全点検班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う（張り紙、ロープ等）。また、危険箇所の応急措置を行う。
- ★第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。
- ★校舎等の安全を確認した後、生徒等を校舎内に移動させる。

事後の対応

校長

- ☆本部で被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校の判断、保護者への引き渡し、学校での保護等のいずれかの措置について、避難誘導班・保護者連絡班へ指示する。
- ☆対応措置については、市教委に報告する。

教職員

- ☆本部・保護者連絡班は、保護者へ連絡する（一斉メール）。

地震発生

生徒の安全確保を最優先とする。

安全確保・安全点検

教職員

★安全な場所に避難させる。

★学校にいる生徒には、校内放送等により、落下物、転倒物、ガラス等の飛散から身を守らせる。

避難誘導等については、在校時の対応を基本とする。

☆本部は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

★安否確認、状況によって登下校途中の生徒の保護活動を行う。

生徒

◇建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所。

◇危険な場所から速やかに遠ざかるようにする(がけ崩れが起きそうな場所や海岸、川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)。

災害対策本部設置

被害状況・各種情報等を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。

校長・教職員

☆校長、教頭、防災主任の指示により、各業務にあたる。

★生徒の安否確認を最優先にする。

☆本部は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

☆必要に応じて、体育館に初期避難所設営を指示し、避難住民の対応にあたる。

安否確認

教職員

★学校に避難した生徒の安否確認は、在校時の対応を基本とする。

☆避難誘導班は、生徒の所在を確認する(登校している、していない)。

☆本部・保護者連絡班は保護者へ連絡する(一斉メール)。

☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。

★必要に応じて、通学路、避難場所を回り、安否を確認する。

☆安全点検班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う(張り紙、ロープ等)。また、危険箇所の応急措置を行う。

被害状況確認

校長

☆生徒全員の安否確認後、授業実施、臨時休校措置、登校している生徒の下校方法、保護者への引き渡し、学校での保護等のいずれかの措置について、避難誘導班・保護者連絡班へ指示する。

☆対応措置については、市教委に報告する。

事後の対応

教職員

☆本部・保護者連絡班は、保護者へ連絡する(一斉メール)。

地震発生

生徒の安全確保を最優先とする。

安全確保・情報収集

教職員

- ★落下物，転倒物，ガラスの飛散等から身を守らせるようにさせる。
- ☆当該職員は，震源地，震度，津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★班別行動（学習）中に地震が発生した場合は，当該職員が安否の確認と，状況によっては保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では，ラジオや防災無線，携帯電話などで最新の情報収集に努める。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波警報などの発表を待たず，すぐに避難する。

生徒

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員等の指示をよく聞き，慌てないで行動する。
- 頭部を保護し，安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関を利用している場合は，乗務員の指示，放送等による指示，誘導に従う。

安否確認

教職員

- ★当該職員は，生徒の所在を確認する。

生徒

- 指定された緊急連絡先（教員の携帯電話等）へ連絡する（班の代表者）。

事後の対応

教職員

- ☆当該職員は，被害の状況，生徒，教職員の安否状況等を学校に連絡しながら対応する。（復路の状況把握指示，帰校方法，帰校時刻の指示）。
- ★全員の安否確認後，活動継続の可否を判断し，生徒に伝える。
- ☆本部，当該職員は必要に応じて保護者へ連絡する。
- ☆対応措置について，市教委に報告する。

(4) 在宅時の発生（休日・夜間等）

☆教職員の行動 ★生徒への対応

地震
発生

管理職はもとより教職員は、教職員の動員体制に基づいて、配備につく。

災害対策本部設置

校長・教職員

☆校長，教頭，防災主任の指示により，各業務にあたる。

安
否
確
認

教職員

☆教職員の安否を確認する。

★生徒の安否を確認する（一斉メール）。

☆クラスごとに，生徒の安否を本部に報告する。

担任 → 学年主任 → 教頭 → 校長

生徒

○必要に応じて学校に連絡する（学校で安否確認ができない，けがをした等）。

被害
状況
確認

教職員

☆安全点検班は，施設，通学路等の被害状況を確認し，本部に報告する。危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う（張り紙，ロープ等）。危険箇所の応急措置を行う。

事後の
対応

校長

☆必要に応じて，生徒全員の安否確認を指示する。

☆対応措置について，市教委に報告する。

教職員

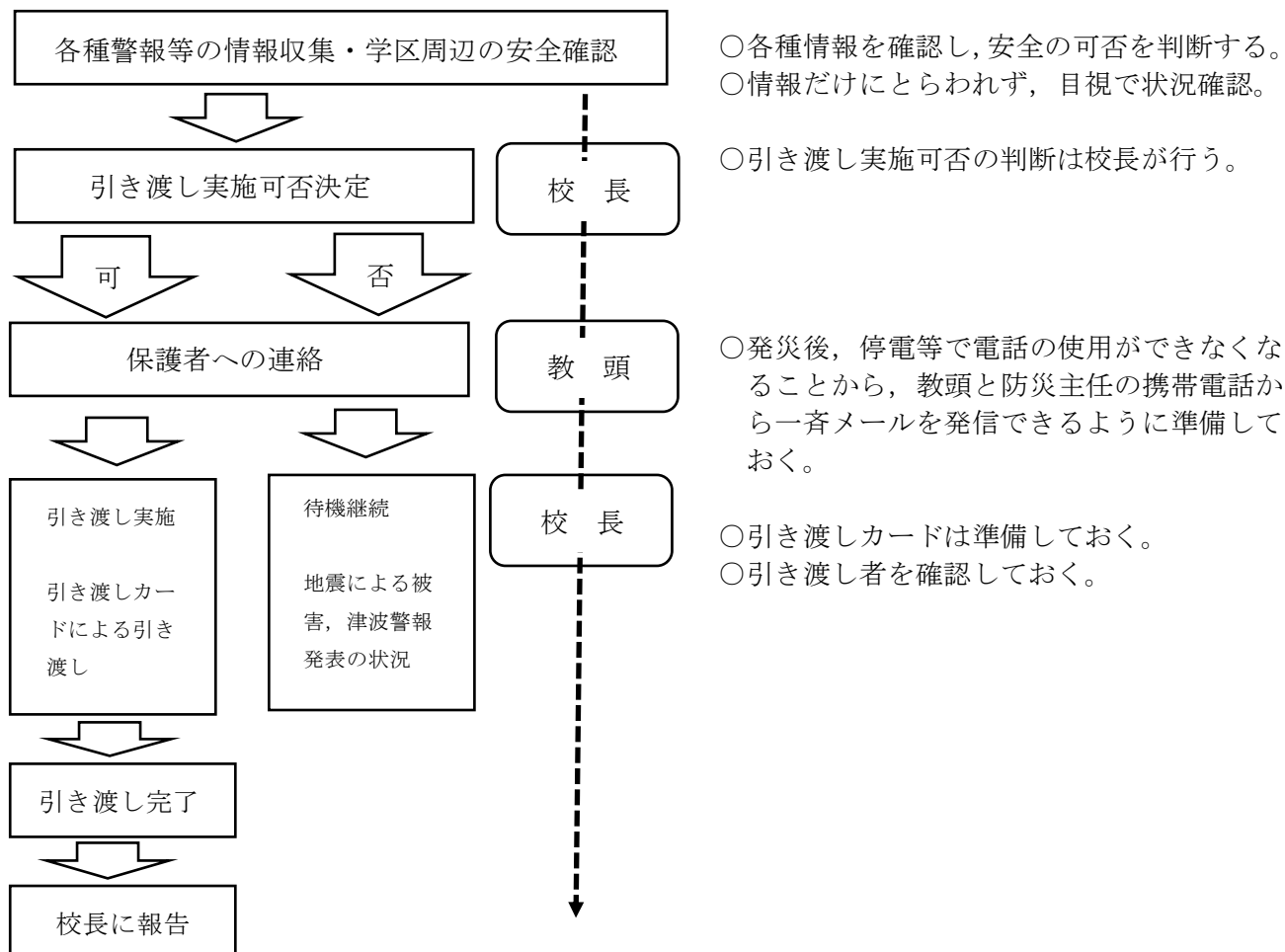
☆本部・保護者連絡班は，保護者へ連絡する（一斉メール）。

保護者への引き渡し（地震・津波を想定）

引き渡しの判断基準

引き渡しのルール		引き渡しの可否	
学校を含む地域の震度	震度 5 強以上	○保護者が来るまで学校に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、生徒を学校で保護しておく。	津波に関する警報・注意報 大津波警報 津波警報 保護者への引き渡しをしない 警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。
	震度 5 弱以下	○原則として下校させる。 ○事前に保護者から届けがあったり、連絡があったりした場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。	津波注意報 津波の到達予測時間等を考慮して引き渡しを判断する

(1) 校内で引き渡しをする場合の対応



IX-16

IX-19